

成績と単位認定

対象学部 仏教学部 文学部 歴史学部 教育学部 社会学部 社会福祉学部



ポイント！

「認定」

入学前に修得した単位が認定されたもの、および入学後に他大学等において修得したもの

「成績証明書」

大学が対外的に発行するもので、就職先または他の研究機関等への提出等に使用するもの

成 績

成績評価は、シラバスに記載された成績評価の基準に基づいて行われます。評価はA, B, C, Dの4段階の評価を基本とし、A, B, Cは合格、Dは不合格となります。

「成績証明書」には合格科目のみが記載され、評価はA, B, Cのみが記載されます。

なお、単位認定は学期末となります。

点数	100~80点	79~70点	69~60点	59点以下	未受験	評価対象外	認定
成績通知書の表示	A	B	C	D	X	N	認定
成績証明書の表示	A	B	C	表示されない			認定
判 定	合 格			不 合 格		合格	

成績の確認

成績の確認は、次学期オリエンテーション1週間前を目途にB-netにて確認することができます(成績の開示日は、B-netにてお知らせします)。なお、春学期に履修登録をおこなう集中講義科目の成績確認は、秋学期の扱いとなります。

成績の疑義申し立て

成績に疑義がある場合、以下の要領にて申し立てを行うことができます。

申し立てについて

申し立て期間：成績の開示日以降、次学期の授業開始日の前日まで

申し立て方法：事務局窓口にて専用用紙を請求し、詳細を記入後提出

※注意事項※

申し立てによって成績の変更を保証するものではありません。

申し立て前には、自身に過失がないか、本当に成績に疑問があるのか充分に確認(次項必読)してください。



申し立てに対して、よくある開講科目担当者からの回答

- 授業に出席していない(全体の1/3以上欠席している)。
 - 提出された課題が、ほとんど引用(書籍、インターネットからコピー&ペースト等)で作成されていた。
 - 提出された課題が、他人のものを一部又は全て複写。
 - 授業中に指示した課題が提出されていない。
 - 試験の答案が授業中の指示事項に従っていない。
- となっていますのでくれぐれも留意してください。

他の大学・短期大学で修得した単位の認定

他の大学・短期大学に在籍(卒業・中退不問)し、単位の修得がある場合、それらが本学の単位として認定される場合があります。該当する学生は、以前に在籍していた大学・短期大学の成績証明書を取り寄せ、事務局窓口まで申し出てください。なお、単位の認定にともない、履修方法が通常と異なる場合があります。オリエンテーション中に所属学科および事務局窓口の指導を必ず受けてください。

単位互換制度の単位認定

(財)大学コンソーシアム京都「単位互換制度」において修得した単位は、14単位を上限として、全学共通科目的単位として認定します。ただし、第4学年次において修得した単位は、卒業所要単位として認定することはできません。
(Ⅲ.教育課程 4.大学コンソーシアム京都「単位互換制度」参照 [p.208])

通信教育課程との併修履修による単位認定

「学位併修」の場合、通信教育課程で修得した単位のうち、42単位を上限に、通学課程の卒業所要単位として認定します。
「免許併修」の場合、通信教育課程で修得した単位のうち、30単位を上限に、通学課程の卒業所要単位として認定します。
認定の時期はいずれも学期末となります。
「学位併修」および「免許併修」については、p.211～p.214を参照してください。

I

教育目標

II

履修一般

III

教育課程

全学

仏教

日文

中国
(14-)

中国
(~13)

英米

歴史

歴文

教育
(18-)

教育
(~17)

臨床
(18-)

臨床
(~17)

現社

公共

社福

その他

IV

規程